

猪情公審答申第2号

令和3年12月28日

猪名川町議会議長 中島 孝雄 様

猪名川町情報公開審査会

会 長 園 田 寿

猪名川町情報公開条例第12条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和3年8月24日付猪議第184号で諮問された、非公開決定に対する審査請求について、別紙のとおり答申します。

# 答 申 書

## 1 審査会の結論

令和3年5月7日付、猪情第7号の2で猪名川町議会議長（以下「実施機関」という。）が行った「第403回定例会議第1日、第3日の議会動画について、2月5日以降の神戸総合筆記社への指示書」の非公開決定（以下「本件決定」という。）については妥当である。

## 2 審査請求に係る経緯

令和3年4月26日 審査請求人は、実施機関に対し猪名川町情報公開条例（平成10年12月22日条例第26号。以下「条例」という。）第5条の規定により公開請求を行った。

令和3年5月7日 実施機関は、条例第7条の規定により本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

〃 審査請求人は、本件決定について、これを不服として実施機関に対して審査請求を行った。

## 3 審査請求に係る処分の内容

令和3年5月7日付 猪情第7号の2による「情報非公開決定通知書」に関する本件決定

## 4 審査請求の要旨及び理由

### (1) 審査請求の要旨

上記「非公開」決定を取り消し、公開するとの決定を求める。

### (2) 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、口頭による意見陳述の中で述べている不服申立ての主たる理由は、おおむね次のとおりである。

本件の発端については、「令和3年度猪情公審答申第1号」にて主張したとおりであるが、その審査請求を提出した後、再度公開されている当該映像を確認したところ、非公開決定されたはずの発言取り消し部分を含む映像が公開されていた。一度編集した後、再度加算編集したことが明らかであったため、「2月5日以降の第403回定例会議にかかる編集指示書」の情報公開を請求した。

実施機関より、同請求に対し、窓口にて再編集した事実がなく、文書が存在しないため「文書不存在」として本件決定をしたとの説明を受けた。

しかしながら、上述のとおり再度加算編集していること確認しており、依頼を口頭でしていない限り、指示書は存在する。

また、本件に関して実施機関は、事業者の新旧サーバの移行ミスによるものと弁明するが、本請求部分を隠蔽しその形跡を消すためにウソをついていることは、実施機関が企画政策課（情報公開窓口）と協力し、審査会請求から審査会を開くまでの期日の規定が存在しないことを悪用し、隠蔽工作を行った状況から見て明らかである。実施機関は2月19日付で、猪情第20号の決定処分により、審査請求人の請求を非公開としており、少なくとも実施機関はこの時点で「誤った動画」を配信していることを認識していたにも関わらず、その状態が5月10日まで続いていることは不自然である。このように改善報告書の記述には矛盾点・不自然な点があることを指摘する。

なお、実施機関があくまで「事業者の作業ミス」を主張するのであれば、17議会、1万個以上の録画データを移行したというのだから、他への影響もあつたはずであり、「改善報告書」という紙切れ1枚だけではなく、客観的な証拠を添えるべきである。

さらに、改善報告書では2月1日から5月10日まで、実施機関がいうところの「誤った動画」（＝非削除）を配信していたとのことだが、審査請求人自身が2月5日時点で確認した時は、削除された動画が配信されており、実施機関および委託事業者がいう「2月1日から」は明らかな虚偽である。

よって、実施機関の決定は虚偽であり、請求した文書は存在するため、速やかに開示することを求める

## 5 実施機関の弁明

審査請求に対する実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

請求対象となった情報は、町ホームページで公開している令和2年12月4日及び同年12月15日に行われた第403回猪名川町議会定例会の録画映像について、当該定例会中の中西元議員の発言で自ら取消しに応じた発言及び議長の命により取消された発言場面の映像を委託業者へ削除を指示し、削除された録画映像を公開した後、削除した部分を再度公開するよう委託業者へ指示した文書であると解される。

審査請求人が主張するように、本件議会動画の削除した発言場面について、一度削除し配信した後に、令和3年2月1日から同年5月10日までの期間において、発言部分が含まれた動画が配信されていた事実を確認している。しかしながら、これは、町議会から委

託事業者へ、再度編集指示をしたものではなく、委託業者の作業ミスによるものであったことが既に判明しており、令和3年5月28日の猪名川町議会運営委員会にて、報告するとともに、本町ホームページにおいても、その事実を公開しているところである。

したがって、審査請求人の主張するような文書は存在せず、本件決定は妥当である。

## 6 審査会の判断

当審査会は、本件諮問案件を審査するにあたり、審査請求人及び実施機関からそれぞれ意見書の提出を求めるとともに、審査請求人及び実施機関の職員から口頭による意見陳述を行った。それらの結果を踏まえて、次のとおり判断する。

### (1) 映像配信の経緯について

まず、審査請求人の主張、実施機関の対応及び委託事業者の改善報告書を基に、以下のとおり時系列に状況を整理した。

年月日	審査請求人	実施機関	改善報告書
令和2年12月27日	修正前映像を確認	-	-
令和3年1月22日	-	-	サーバデータ移行
令和3年1月26日	-	修正依頼（指示）	依頼受付
令和3年1月27日	-	修正内容確認	修正対応実施
	配信動画内容：修正前映像⇒修正後映像		
令和3年2月1日	-	-	新サーバ切替
	配信動画内容：修正後映像⇒修正前映像		
令和3年2月5日	修正後映像を確認	-	-
令和3年4月26日 まで	再度修正前映像を確認	-	-
令和3年5月7日	審査請求	修正前映像を確認	-
令和3年5月10日	-	修正依頼（指示）	修正対応実施
	配信動画内容：修正前映像⇒修正後映像		
令和3年5月17日	再度修正後映像を確認	-	-

時系列を整理した結果、審査請求人の主張する「令和3年2月5日に確認した削除映像」を除き、両者の主張及び改善報告書は合致していることを確認した。

なお、上記相違について、事実確認を行ったところ、令和3年1月31日の夜間に更新していることを、委託事業者の提供資料により確認した。

上記のとおり、実施機関が委託事業者に修正依頼（指示）を行った回数は「令和3年1月26日」及び「令和3年5月10日」の2回であり、「令和3年1月26日」については、猪情第20号の決定処分により、文書を特定した上で非公開としており、「令和3年5月10日」については、実施機関から委託事業者へ電話（口頭）による依頼であったことを、実施機関より確認した。

## （2）審査請求人の主張について

上記の他、審査請求人は2月19日付猪情第20号の決定処分以降に、実施機関は誤った映像が配信されていることを認識しながら、対応しなかった点を不自然と主張しているが、上記の決定処分は「令和3年1月26日」の指示書に対する非公開決定を行なったものであり、当該請求により実施機関が誤った映像に気づくことは、容易でないと認められる。

また、改善報告書によると、令和3年1月22日から作業着手し、約60時間後に新サーバへのデータ移行作業が完了しているとのことであるため、令和3年1月26日の作業指示については、当然に公開中の旧サーバへ修正対応を行う必要がある。その上で、新サーバへ同作業が反映されていなかったことについて、委託管理上の問題はあるものの、請求人が主張するような矛盾点・不自然な点があるとまでは言い切れない。

なお、町と協力して隠蔽工作を行ったとの主張については審査に属する事項ではないと判断し、審査の対象としていない。

## （3）本件情報の存否について

本件審査請求において、審査請求人が主張している指示書の存否について、上記の整理からも、実施機関の説明に不自然な点はなく、指示書がなかったことが不合理であるとは言い難いため、文書が存在しないことが認められる。

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

## 7 審査の処理経過

本諮問案件に係る審査の処理経過は、概ね次のとおりである。

年月日	内容
令和3年 8月24日	諮問書の受理 弁明書の受理
〃	諮問案件の審議（審査請求内容等の確認）

年月日	内 容
令和3年 9月 8日	諮問案件の審議（口頭意見陳述の実施確認）
令和3年10月13日	審査請求人及び実施機関からの口頭意見陳述並びに諮問案件の審議
令和3年11月 8日	諮問案件の審議（意見整理）
令和3年12月13日	諮問案件の審議（答申内容の確認）
令和3年12月28日	答申

## 8 猪名川町情報公開審査会委員

本諮問案件における審査会の委員は、次のとおりである。

職 名	氏 名
会 長	園田 寿
副会長	浅田 英範
委 員	福島 力洋
委 員	太田 はるよ
委 員	住野 敦浩